

第146期中間決算公告

平成20年12月25日

大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

株式会社 関西アーバン銀行

頭取 北 幸二

中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	153,755	預 金	2,730,975
コ ー ル ロ ー ン	1,670	譲 渡 性 預 金	345,700
有 価 証 券	427,335	コ ー ル マ ネ ー	150,149
貸 出 金	2,822,235	借 用 金	30,900
外 国 為 替	4,229	外 国 為 替	91
そ の 他 資 産	10,243	社 債	66,000
有 形 固 定 資 産	33,929	そ の 他 負 債	29,490
無 形 固 定 資 産	2,829	未 払 法 人 税 等	3,873
繰 延 税 金 資 産	21,571	リ ー ス 債 務	1,431
支 払 承 諾 見 返	13,770	そ の 他 の 負 債	24,185
貸 倒 引 当 金	△ 18,866	賞 与 引 当 金	1,450
		退 職 給 付 引 当 金	3,657
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	359
		預 金 払 戻 引 当 金	189
		偶 発 損 失 引 当 金	523
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	618
		支 払 承 諾	13,770
		負 債 の 部 合 計	3,373,876
		（純資産の部）	
		資 本 金	37,040
		資 本 剰 余 金	8,546
		資 本 準 備 金	8,546
		利 益 剰 余 金	56,882
		利 益 準 備 金	2,078
		そ の 他 利 益 剰 余 金	54,804
		別 途 積 立 金	50,400
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,404
		自 己 株 式	△ 288
		株 主 資 本 合 計	102,180
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,641
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	374
		土 地 再 評 価 差 額 金	858
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,408
		新 株 予 約 権	56
		純 資 産 の 部 合 計	98,828
資 産 の 部 合 計	3,472,704	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,472,704

中間損益計算書〔平成 20年 4月 1日 から
平成 20年 9月 30日 まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		48,409
資金運用収益	40,789	
(うち貸出金利息)	(37,748)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,512)	
役務取引等収益	4,484	
その他業務収益	2,330	
その他経常収益	805	
経 常 費 用		46,446
資金調達費用	11,354	
(うち預金利息)	(8,244)	
役務取引等費用	3,742	
その他業務費用	1,446	
営業経費	17,319	
その他経常費用	12,583	
経 常 利 益		1,962
特 別 利 益		22
特 別 損 失		279
税引前中間純利益		1,705
法人税、住民税及び事業税		3,524
法人税等調整額		△ 3,716
中 間 純 利 益		1,897

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,738百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 預金払戻引当金

預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更）

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当中間期より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は167百万円増加しております。

8. 連結納税制度の適用

当中間期から当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,412百万円、「無形固定資産」中のリース資産は18百万円、「その他負債」中のリース債務は1,431百万円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

追加情報

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、中間決算日の市場価格をもって中間貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、当中間会計期間から、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が293百万円増加、「繰延税金資産」が119百万円減少、「そ

の他有価証券評価差額金」が173百万円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 16,895百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は39,086百万円、延滞債権額は46,286百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,373百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,695百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は102,441百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,676百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 0百万円
有価証券 208,750百万円
担保資産に対応する債務
預金 3,308百万円
コールマネー 150,000百万円
上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,287百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は1,949百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、297,854百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが293,359百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 650百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,961百万円

- 1.1. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- 1.2. 社債は、劣後特約付社債であります。
- 1.3. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。
- 1.4. 1株当たりの純資産額 206円36銭
- 1.5. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.46%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益654百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額10,975百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、固定資産処分益21百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」は、減損損失162百万円、固定資産処分損116百万円であります。
5. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗2か店	建物他	162百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

6. 1株当たり中間純利益金額 3円96銭
7. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 3円96銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券はございません。
子会社・子法人等株式で時価のあるものはございません。
その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,479	10,127	△351
債券	366,619	365,610	△1,008
国債	261,567	262,138	570
地方債	1,800	1,801	0
社債	103,250	101,670	△1,579
その他	37,114	30,626	△6,487
合計	414,212	406,364	△7,847

なお、上記の評価差額に繰延税金資産3,205百万円を加えた額4,641百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- （注）1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間期における減損処理額は534百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間期末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	16,895
その他有価証券	
非上場株式	701
非上場債券	820
投資事業組合出資金	2,553

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	15,926	百万円
その他有価証券評価差額	3,205	
退職給付引当金	1,394	
有価証券償却否認	933	
賞与引当金	590	
減価償却超過額	335	
その他	2,281	
繰延税金資産小計	24,666	
評価性引当額	△2,837	
繰延税金資産合計	21,829	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△257	
繰延税金負債合計	△257	
繰延税金資産の純額	21,571	百万円

第146期中間決算公告

平成20年12月25日

大阪府中央区西心齋橋1丁目2番4号

株式会社 関西アーバン銀行

頭取 北 幸二

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	154,125	預 金	2,727,717
コールローン及び買入手形	1,670	譲 渡 性 預 金	333,700
有 価 証 券	410,439	コールマネー及び売渡手形	150,149
貸 出 金	2,822,901	借 用 金	40,023
外 国 為 替	4,229	外 国 為 替	91
そ の 他 資 産	39,282	社 債	66,000
有形固定資産	38,079	そ の 他 負 債	37,900
無形固定資産	2,991	賞 与 引 当 金	1,508
繰延税金資産	23,664	退 職 給 付 引 当 金	3,677
支払承諾見返	14,587	役員退職慰労引当金	371
貸倒引当金	△ 23,536	預金払戻引当金	189
		偶発損失引当金	523
		再評価に係る繰延税金負債	618
		支 払 承 諾	14,587
		負債の部合計	3,377,058
		(純資産の部)	
		資 本 金	37,040
		資 本 剰 余 金	8,546
		利 益 剰 余 金	56,304
		自 己 株 式	△ 288
		株 主 資 本 合 計	101,601
		その他有価証券評価差額金	△ 4,641
		繰延ヘッジ損益	374
		土地再評価差額金	858
		評価・換算差額等合計	△ 3,408
		新 株 予 約 権	56
		少 数 株 主 持 分	13,127
		純資産の部合計	111,377
資産の部合計	3,488,435	負債及び純資産の部合計	3,488,435

中間連結損益計算書〔平成 20年 4月 1日 から
平成 20年 9月 30日 まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		55,620
	資 金 運 用 収 益	41,463	
	(うち貸出金利息)	(38,144)	
	(うち有価証券利息配当金)	(2,512)	
	役 務 取 引 等 収 益	5,287	
	そ の 他 業 務 収 益	7,668	
	そ の 他 経 常 収 益	1,200	
経	常 費 用		53,065
	資 金 調 達 費 用	11,265	
	(うち預金利息)	(8,239)	
	役 務 取 引 等 費 用	2,609	
	そ の 他 業 務 費 用	6,396	
	営 業 経 費	18,369	
	そ の 他 経 常 費 用	14,425	
経	常 利 益		2,554
特	別 利 益		26
特	別 損 失		255
税	金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		2,325
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,701
法	人 税 等 調 整 額		△ 3,830
少	数 株 主 利 益		232
中	間 純 利 益		2,222

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

関銀リース株式会社

株式会社関西クレジット・サービス

関西総合信用株式会社

関西モーゲージサービス株式会社

幸福カード株式会社

KUBC Preferred Capital Cayman Limited

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,032百万円であります。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 預金払戻引当金の計上基準

預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将

来の払戻請求見込額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

10. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は187百万円増加しております。

13. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結される子会社及び子法人等は、当中間連結会計期間から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(貸手側)

当該取引については、「その他資産」中のリース投資資産として計上しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、経常収益は2,914百万円、経常費用は2,936百万円減少し、経常利益、税金等調整前中間純利益は22百万円増加しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましても、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、「その他資産」中のリース投資資産に計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース投資資産は12,273百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が併せて同額減少しております。

(借手側)

該当ありません。

追加情報

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、中間連結会計期間末日の市場価格をもって中間連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が293百万円増加、「繰延税金資産」が119百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が173百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は39,485百万円、延滞債権額は48,015百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,534百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,855百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,890百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,676百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	0百万円
有価証券	208,750百万円
貸出金	3,573百万円
その他資産（延払資産）	7,860百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,308百万円
コールマネー	150,000百万円
借入金	19,123百万円

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,287百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,959百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、310,935百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが306,440百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 650百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 23,356百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円です。
13. 1株当たりの純資産額 205円15銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.34%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益654百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,719百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、固定資産処分益21百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」は、減損損失162百万円、固定資産処分損92百万円です。
5. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結される子会社及び子法人等は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗2か店	建物他	162百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

6. 1株当たり中間純利益金額 4円64銭
7. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4円64銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券はございません。

その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,479	10,127	△351
債券	366,619	365,610	△1,008
国債	261,567	262,138	570
地方債	1,800	1,801	0
社債	103,250	101,670	△1,579
その他	37,114	30,626	△6,487
合計	414,212	406,364	△7,847

なお、上記の評価差額に繰延税金資産3,205百万円を加えた額4,641百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、

時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は534百万円（株式）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	701
非上場債券	820
投資事業組合出資金	2,553

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 12百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の取締役、当行の取締役を兼務しない執行役員、当行の使用人 70
株式の種類別のストック・オプションの付与数（株）	普通株式 289,000
付与日	平成20年7月31日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	8年間 平成22年6月28日 平成30年6月27日
権利行使価格（円）	302
付与日における公正な評価単価（円）	37